

これまでの行政改革等の取組について

平成26年11月28日

総務省行政管理局

主な行政改革の取組(中央省庁等改革以後)

中央省庁	<ul style="list-style-type: none">○中央省庁等改革 (H13年 1月～)<ul style="list-style-type: none">・府省の大きくくり再編成 (1府22省庁→1府12省庁)・内閣総理大臣の補佐体制強化 (内閣官房の機能を充実、内閣府の新設、特命担当大臣の新設、重要政策会議の設置)・行政のスリム化 (独立行政法人制度の創設、郵政事業の公社化、行政組織の整理等)
政府関係法人	<p>【独立行政法人】</p> <ul style="list-style-type: none">○独立行政法人通則法 (H13年 1月施行)<ul style="list-style-type: none">・独立行政法人制度の創設○独立行政法人通則法の一部を改正する法律 (H22年11月施行)<ul style="list-style-type: none">・不要財産の国庫納付の義務付け○独立行政法人改革等に関する基本的な方針 (H25年12月閣議決定)○独立行政法人通則法の一部を改正する法律 (H27年 4月施行予定)<ul style="list-style-type: none">・新たな法人分類、総務大臣による目標・評価の指針の策定等 <p>【特殊法人等】</p> <ul style="list-style-type: none">○特殊法人等改革基本法 (H13年 6月施行)○特殊法人等整理合理化計画 (H13年12月閣議決定)<ul style="list-style-type: none">・各法人の事業・組織形態について講ずべき措置を決定○道路関係四公団民営化関係四法 (H17年10月施行)○郵政民営化法 (H19年10月施行)○政策金融改革関連法 (H20年10月施行)<ul style="list-style-type: none">・4公庫等の株式会社日本政策金融公庫への統合、株式会社日本政策投資銀行の民営化等
総人件費改革 (国の行政組織等の減量・効率化)	<ul style="list-style-type: none">○国の行政機関の定員の純減について (H18年 6月閣議決定、H21年12月一部改正)<ul style="list-style-type: none">・H18～22年度で5.3% (▲17,473人) の純減 (日本年金機構への移行減 (▲12,280人) を除く。)○減量・効率化方針 (H14～H21年行政管理局)<ul style="list-style-type: none">・機構・定員審査過程等を通じて具体化を図った減量・効率化に関する取組方針 (地方支分部局の業務・IT化に係る業務の見直し等) を毎年度取りまとめ○国の行政機関の機構・定員管理に関する方針 (H26年 7月閣議決定)<ul style="list-style-type: none">・H27年度以降、基本として府省全体で毎年2% (5年10%) 以上を合理化・各府省は、業務改革の取組を具体的に推進しつつ、定員の合理化を行い、組織内における行政需要の変化を反映して、自律的な組織内の再配置に努め、新規増員の抑制を図るものとする

<p>公務員制度改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○国家公務員制度改革基本法（H20年6月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・国家公務員制度改革の基本方針を定めるとともに、国家公務員制度改革推進本部を設置 ○国家公務員法等の一部を改正する法律（H20年12月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・能力実績主義に基づく人事管理、退職管理の適正化 ○国家公務員法等の一部を改正する法律（H26年5月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・幹部職員人事の一元管理、内閣人事局の設置
<p>規制改革等</p>	<p>【関連する閣議決定等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○規制改革推進3か年計画（H13年3月閣議決定） ○規制改革・民間開放推進3か年計画（H16年3月閣議決定） ○規制改革推進のための3か年計画（H19年6月閣議決定） ○行政刷新会議規制・制度改革に関する分科会一次報告書（H22年6月）、第二次報告書（H23年7月） ○エネルギー分野における規制・制度改革に係る方針（H24年4月閣議決定） ○規制・制度改革に係る方針（H24年7月閣議決定） ○規制改革実施計画（H25年6月閣議決定） ○規制改革実施計画（H26年6月閣議決定） <ul style="list-style-type: none"> ・健康・医療分野、雇用分野、創業・IT等分野等の別に個別の措置内容を決定 <p>【法律】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○構造改革特別区域法（H15年4月施行） ○総合特別区域法（H23年8月施行） ○国家戦略特別区域法（H26年4月施行）
<p>公共サービス改革</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（H18年7月施行） <ul style="list-style-type: none"> ・同法律に基づき官民競争入札、民間競争入札を活用して公共サービス改革を推進。H26年7月までに324事業が対象

<p>公益法人 制度改革</p>	<p>○公益法人制度改革関連三法（H20年12月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務官庁制・許可主義を廃止し、法人の設立と公益性の判断を分離。H25年11月までに新制度に移行 <p>○政府関連公益法人の徹底的な見直しについて（H21年12月閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公益法人の事務・事業、主務大臣の指導監督等についての徹底的な見直しの視点を決定
<p>政策評価 の推進</p>	<p>○行政機関が行う政策の評価に関する法律（H14年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・租税特別措置等に係る政策評価などの予算編成等に資する政策評価を推進 <p>目標管理型の政策評価について、①行政事業レビューとの連携強化（H25年度～）、②標準化・重点化（H26年度～）を実施</p>
<p>地方分権</p>	<p>○三位一体改革（H14～17年6月「骨太の方針」閣議決定、H17年11月政府・与党合意）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国庫補助負担金の廃止・縮減、税財源の移譲、地方交付税の見直し <p>○第二次分権改革（第1～4次一括法）</p> <p>（第1次・第2次：H24年4月施行、第3次：H25年6月施行、第4次：H27年4月施行予定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1～3次一括法：規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）、基礎自治体への権限委譲 ・第4次一括法：国から地方公共団体、都道府県から指定都市へ権限委譲
<p>電子政府</p>	<p>○高度情報通信ネットワーク社会形成基本法（H13年1月施行）</p> <p>（IT戦略本部決定による累次の「戦略」（e-Japan戦略、i-Japan戦略等に基づき、電子政府を推進））</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政手続オンライン化法（H15年2月施行） ・業務・システム最適化計画を策定、実施（H15年～） ・電子政府の共通基盤的なシステムの構築等（政府共通PF等） <p>○電子行政オープンデータ戦略（H24年7月IT総合戦略本部決定）</p> <p>○内閣法等の一部を改正する法律（H25年5月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府CIOの設置 <p>○世界最先端IT国家創造宣言（H25年6月閣議決定、H26年6月改定）</p> <p>○政府情報システム改革ロードマップ（H25年12月CIO連絡会議決定）</p> <p>○オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針（H26年4月CIO連絡会議決定）</p> <p>○電子決裁推進のためのアクションプラン（H26年4月CIO連絡会議決定）</p> <p>○政府情報システム投資計画（H26年6月CIO連絡会議決定）</p>

その他、行政のプロセスに関する取組

申請負担軽減

○申請負担軽減対策（H9年2月閣議決定）

許認可や補助金等に係る申請、届出又は諸種の統計調査等に際しての国民の負担の大幅な軽減を図るため、申請等に伴う手続の簡素化、電子化、ペーパーレス化、ネットワーク化などを推し進め、今世紀中に（当時）申請等に伴う国民の負担感を半減することを目標として、以下の対策の実施に取り組むこととした。

（「→」は20世紀終了直後である平成13年のフォローアップで報告された成果。）

- 1 申請・届出の簡素化
 - ・許認可等有効期間の倍化・延長
 - 許認可等約120事項中49事項の倍化・延長を一括法で措置し、その他の34事項についても各省が自主的に延長を措置
 - ・押印の在り方の見直し
 - 記名のみで可とすることとしたもの等5,457事項について法令改正等の措置
 - ・許認可等の審査・処理の迅速化
 - 許認可等1,312種類中1,284種類について半減・短期化等の措置
- 2 申請・届出の電子化・ペーパーレス化
 - 政府1,215機関でホームページによる情報提供、「電子政府の総合窓口」（e-Gov）の整備、行政手続のオンライン化の推進（平成15年度末までに申請等手続11,123件中10,868件をオンライン化予定）、C I Qにおけるワンストップサービスの実現等
- 3 統計調査の簡素合理化
 - ・統計調査の見直し
 - 356調査中355調査について調査事項の削減、調査方法の改善等を措置
 - ・行政記録の統計への活用の推進
 - 行政記録の統計化を進めるための調査の実施、行政庁保有情報の活用による調査事項の削減等
 - ・統計調査結果の所在情報案内機能の整備及び電子的提供
 - 各省庁における推進、総務省ホームページにおける総合案内機能の整備、電子的提供の推進
- 4 行政調査の簡素合理化
 - 他の調査との様式等一体化等3件の合理化策を措置

※平成13年以降も、本閣議決定の趣旨を踏まえた総務省行政評価局の行政評価・監視等が2回実施され、それぞれ所要の改善が図られている。

<p>質の行政改革</p>	<p>○「質の行政改革」に関する取組方針（H21年6月業務改革推進協議会）</p> <p>国民の行政に対するニーズを的確に把握し、限られた資源でより効果的に国民にサービスを提供するための、いわば「質の改革」を実現していくことが必要との認識の下、「質の改革」を進めるため、国民ニーズを十分に把握するとともに、行政の見える化（可視化）を行うことにより、業務工程改革（行政BPR）を政府全体で進めていくこととした。</p> <p>（業務工程改革の進め方やスケジュールについて決定されたが、平成21年9月の政権交代以降は具体的な動きなし。）</p>
<p>情報公開・行政 手続・ノーアク ションレター制 度</p>	<p>【情報公開】</p> <p>○行政機関の保有する情報の公開に関する法律（H13年4月施行）</p> <p>○独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（H14年10月施行）</p> <p>開示請求件数（H25年度） 行政機関：103,457件、独立行政法人等：7,244件 開示決定件数（H25年度） 行政機関：93,199件、独立行政法人等：5,325件</p> <p>【行政手続】</p> <p>○行政手続法（H6年10月施行）</p> <p>○規制の設定又は改廃に係る意見提出手続（H11年3月閣議決定）</p> <p>○行政手続法の一部を改正する法律（H18年4月施行）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見公募手続の法制化 <p>行政手続法の意見公募を経て定めた命令等数（H21年度）：1,354件、意見を反映した命令等数：136件</p> <p>【ノーアクションレター制度】</p> <p>○行政機関による法令適用事前確認手続の導入について（H13年3月閣議決定）</p> <p>○行政機関による法令適用事前確認手続の拡大等について（H16年3月閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象法令の分野の拡大 <p>○「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」の一部改正について（H19年6月閣議決定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象法令の範囲の拡大、照会者名の原則非公表化や回答内容等の公表の延期など照会者に配慮した措置 <p>回答・結果公表案件数（H20年度）：17件</p>